

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第92回）議事録

1 日時 令和8年7月21日（火）10:30～10:58

2 場所 Web 会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

岡田 羊祐（部会長）、大橋 弘（部会長代理）、荒牧 知子、
石井 夏生利、江崎 浩、高橋 利枝、藤井 威生（以上7名）

（2）専門委員（敬称略）

大谷 和子（以上1名）

（3）総務省

＜総合通信基盤局＞

・電気通信事業部

吉田 恭子（電気通信事業部長）、平松 寛代（基盤整備促進課長）

（4）事務局

金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

議決案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」に
ついて

【令和7年7月4日付け諮問第1242号】

開 会

○岡田部会長 ただいまから情報通信審議会第 92 回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現時点、委員 8 名中 6 名が出席し、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、議決案件 1 件でございます。

議決案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について

【令和 7 年 7 月 4 日付け諮問第 1242 号】

○岡田部会長 令和 7 年 7 月 4 日付け諮問第 1242 号「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について、審議いたします。

それでは、ユニバーサルサービス政策委員会の大谷主査から御説明をお願いいたします。

○大谷主査 ユニバーサルサービス政策委員会の主査を務めております、大谷です。

今年の 7 月 4 日に諮問いただいている、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」につきまして、このユニバーサルサービス政策委員会における調査、検討の結果を報告させていただきます。

まず、これまでの経緯について簡単に御説明させていただきたいと思います。電話のユニバーサルサービス制度は平成 19 年から、そしてブロードバンドのユニバーサルサービス制度は令和 4 年から交付金制度が創設されるなど、ユニバーサルサービス制度は社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉えて、適時適切にその在り方を見直してまいりました。近年では情報通信分野の技術の進展もありまして、ブロードバンドやモバイルサービスの普及が幅広く進む一方で、従来型のサービスの中心であった固定電話の利用が大きく減少いたしました。その結果として、NTT 東西の固定電話の収支の悪化が見込まれるなど、市場環境が大きく変化しております。

このような状況を踏まえまして、昨年２月の市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に関する情報通信審議会の最終答申では、まず電話については NTT のみに出されている電話のあまねく提供責務を複数事業者が連携してサービスを提供する、そのサービス提供を確保する最終保証提供責務に見直すこと、そしてブロードバンドにつきましては電話のような責務がそもそも存在しないという状況を踏まえまして、最終保障提供責務を新設することが適当とされました。

これを踏まえまして、昨年の５月には最終保障提供責務の導入や、これに伴うユニバーサルサービス交付金制度の見直しなどを盛り込んだ、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が公布されております。この法律は公布の日から起算して１年を超えない範囲において施行される事項、そして２年を超えない範囲内において施行される事項が含まれておりますので、昨年７月の最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の諮問以降、新たな制度の導入に向けて検討を段階的に進めてまいりました。

第一次答申におきましては、速やかな対応が必要なものということで、最終保障提供責務の履行の在り方などの方向性を取りまとめまして、二次答申におきましては現行の電話、ブロードバンドのユニバーサル制度に関わるものとして、令和７年度以降の電話の交付金の算定方法などの方向性について取りまとめております。今回の三次報告書は、新たな制度の導入に向けた残りの検討項目につきまして取りまとめたものです。

具体的には３つありまして、１つ目に新たに追加するユニバーサルサービスの取扱い、２点目として新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方、そして３点目として新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方について、事業者の皆様に対するヒアリング、そして論点ごとの議論を行いまして、今後の検討の方向性を整理させていただきました。

それでは、報告書の内容につきましの詳細な点につきましては、事務局から御説明をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○平松基盤整備促進課長　大谷先生、どうもありがとうございます。それでは、事務局の総務省基盤整備促進課の平松から、詳細について御説明させていただきます。

まず、資料の御説明ですが、資料 92－１－１が三次報告書の本体です。こちらは非常に多く資料がありますので、資料 92－１－２の概要資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。まず、１ページ目がこの三次報告書の全体像でして、

先ほど大谷主査から御説明いただきましたとおり、3つの柱があります。1つ目は新たに追加するユニバーサルサービスの扱い、2つ目は新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方、こちらは手続的なプロセスの話です。3つ目が新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方というところでして、順番に御説明させていただきたいと思います。また、内容が非常に大部にわたりますので、資料ではポイントを重点的に御説明させていただきたいと思います。

まず2ページ目でございますが、こちらは1つ目の柱の新たに追加するユニバーサルサービスの扱いです。技術的な進展に伴いまして、モバイルを活用したサービスもユニバーサルサービスの対象とする、具体的にはモバイル網固定電話とワイヤレス固定ブロードバンドの共用型についてユニバーサルサービスにするという議論です。まず、モバイル網固定電話については、一次答申で技術基準の検討結果について基本的な考え方に沿うものであることが確認できた段階で、制度整備に着手することが適当ということになっていました。

令和8年5月に、同じ情報通信審議会のIPネットワーク設備委員会で、責任分界点、品質、緊急通報機能など技術的な条件についてまとめていただきました。こちらの考え方ですが、技術的条件につきましては基本的な考え方に沿うものであると認められることから、ユニバーサルサービス化を早期に実現できるよう、総務省において着実に制度整備を進めることが期待という形になっています。また、ワイヤレス固定ブロードバンド共用型につきましても、安定的な通信インフラ基盤の整備に資するかどうかの観点から、品質の在り方を含めまして、令和10年度からの開始を念頭に令和9年度以降、具体的な検討に着手することが適当という形になりました。以上が1つ目の柱です。

2つ目の柱は4ページ目から記載しています。こちらは新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方ということとして、まず1つ目、役務提供確認の手続です。こちらは文言で御説明するよりは具体的な絵で御説明させていただいたほうが分かりやすいかと思うので、5ページ目を御覧いただければと思います。

最終保障提供責務が導入されますと、実際に利用者のところでサービスを提供される事業者がいるかどうかという確認をした上で、最終的にいないと分かった段階で最終保障提供事業者は最終保障を提供するというような仕組みになりますので、最終保障事業者はその地域に事業者がいるかどうかというのを確認するというような手続が必ず必要になってまいります。5ページですと左側の利用者が、最終保障事業者についてサービ

スの提供の求めを行うと、最終保障事業者は利用者に対してこの事業者、この地域には他の事業者さんがいますよ、あるいは自分で最終保障提供責務を提供しますよということを回答する必要が法律上は出てくるということです。

実際には、利用者の方がいらっしゃる町字で最終保障事業者がどの事業者がサービスを提供しているのかということを逐一聞いていくのは非常に煩雑で、難しいプロセスになってくるということだと思います。そこで、審議会とは別の場で、回線設備を保有している数百社以上の方々に御参加いただいている事業者連絡会合というものを開催させていただきまして、こういう考え方がいいのではないかなというような話になりました。

具体的には、総務省のほうでは、各事業者さんからエリアカバー率、各社さんがそれぞれの町字でサービスを提供されている状況について、法律上の報告義務に基づいて提供いただいています。その総務省が持っている情報をデータベースに入れまして、このデータベースを検索すればそれぞれの町字にはどこの事業者さんがサービスを提供していますよということが分かるようにすると、そういうような形がいいのではないかなというような結論に至りました。

こういうデータベースを構築することで、事業者さん、これは最終保障事業者に限らず、いろいろな問合せを受けるほかの事業者さんにとっても、すぐに検索できて分かりやすい、効率的であるというメリットもありますし、お客様である利用者にとっても回答がすぐに返ってくるという意味で、皆さんにとって利益があるのでいいのではないかなというような話になったところです。また、このデータベースの構築・運用につきましては、皆さんの利益に資するということで、基礎的電気通信役務支援機関の交付金の交付に附帯する業務として位置づけることが適当ということにもなりました。以上が役務提供確認のところでは、

続いて6ページ目が②の新たなユニバーサル制度の円滑な運用のための指針です。こちらはいろいろな文言の解釈の仕方について整理したところです。具体的には法律上、最終保障提供責務というような考え方が入ってきたことによりまして、新たな法的な文言が入ってまいりました。ただ、いずれもこれは基本的に従来の考えにのっとって整理していますので、ここでは説明を割愛させていただきたいと思います。

続きまして8ページ目、3番目の柱ですが、新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方です。まず、①の基本的な考え方です。まず、ユニバーサルサービス制度の維持は、制度導入当初に比べて一層困難になっており、維持に要するコス

トをどのようにするのかますます喫緊の課題となっています。このような現状においては、負担金を原資とするユニバーサルサービス交付金により補填すべきところには重点的に補填する方向で交付金制度の見直しを進め、離島や山間地域を含めてどこでも利用可能な通信環境を実現していくべきであると、その上で交付金制度を利用者の理解を得ながら運用していくためには、交付金額の規模やユニバーサルサービス料への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当というふうにさせていただいています。

さらに、今回、最終保障提供責務というものが導入されまして、現行のユニバーサルサービス制度に加えてこれが追加されるということになっておりまして、事業者にとってなるべく簡素で分かりやすい、統一感のある制度設置を志向することが適当というふうにさせていただいているところです。また、一番最後ですが、今後、総務省が制度整備を進めていくに当たっては、メタル加入電話の移行状況など諸般の事情を踏まえつつ、可能な範囲で早めに制度整備に着手し、実行に移すことが適当であるというふうにまとめさせていただいています。

9 ページ目以降が各論になってまいります。各論としては、電話、ブロードバンド、最終保障、それぞれについて説明させていただきます。まず、②第一種交付金制度の見直しですが、こちらが電話の交付金制度の関係です。まず、基本的な方向性として、NTT 東西によるメタル加入電話の光回線電話などへの移行計画では、段階的なサービス終了を開始いたしまして、2035 年をめどに移行を完了するということが発表されています。

メタル回線電話の維持コストは、こういった移行が進む中でも当面減らないと想定されますので、当面はこのメタル加入電話をベースとして、交付金として補填するというものを維持しつつも、状況が変わっていますので、変わっていることを踏まえながら現行モデルのチューニングを図ることを基本として設定することが適当であるという形でまとめさせていただいています。

一方で、中長期的にはメタル加入電話自体が提供されることがなくなりますので、メタル加入電話をベースとした補填の仕組みは、中長期的にはその役割を終えるということをもとに認識する必要があると思っております。そのため、総務省では光ファイバや携帯電話網をベースとした新たな交付金制度について、適切な時期に検討に着手することが求められるというふうにさせていただいています。具体的な方向性については9 ページ目、10 ページにわたりまして書かせていただいておりますが、当面の措置として設けら

れていたコストベンチマークの標準偏差の2倍、 2σ 部分については撤廃いたしまして、そのほかはメタル縮退の状況などを踏まえまして検討を行うというような取りまとめにさせていただいているところです。

続きまして13ページ目になります。こちらが、③第二種交付金制度の見直しというところでして、ブロードバンドサービスの交付金制度の見直しです。基本的な方向性としては、まず現在の交付金制度の基本的な考え方の一つである内部相互補助が、基本的には合理的なものであるというふうに考える一方で、3番目のポツですけれども、令和9年度には最終保障提供責務制度が始まりまして、これが始まりますと適格電気通信事業者は自らの経営判断によらない責務として、赤字部分についても全体の黒字で吸収するということを求めることになります。その上で担当支援区域制度が最終保障提供責務を導入することによって手挙げ制に変わるということを踏まえますと、自主的に整備・維持を担おうとするインセンティブが失われるおそれが高いということが想定されます。

そこで、ブロードバンド環境整備をより一層推進していくためには、政策的に整備を推進すべき区域として内部相互補助の考え方を採用しない類型を拡充いたしまして、全国の各エリアで一定のカバー率を有する電気通信事業者が、最終保障提供責務を含めて、各エリアでのブロードバンドサービスの担い手となるインセンティブを高める方向での制度設計、「みんなで支えるユニバーサルサービス」を志向することが必要かつ適当であるというような結論に至りました。

そこで、具体的な方向性として以下の見直しを行ったところです。まず、大幅赤字区域については、ブロードバンドサービスの提供による全体の収支が赤字である場合に限らず、これが黒字であっても、その地域においてモデル上見込める赤字額を基礎として交付金を交付することを可能とする。これが1点目です。また、14ページ目のポツの3つ目ですが、特に離島におけるブロードバンド環境を維持し、その維持をより一層推進するために、民間事業者が公設の海底ケーブルを譲り受けた場合には、その当該海底ケーブルの費用の全てを交付金原価の算定対象とすることを可能とする枠組みを設けるということにいたしました。

また、カバー率の考え方ですが、これまでは世帯だけを実はカバー率としては計算していたんですけれども、事業所が存在する区域からも最終保障役務の提供が求められる場合を想定いたしまして、このカバー率の算定に世帯のみならず事業所も勘案すること

にするというような結論に至ったところです。

続きまして 17 ページ、最後の最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法です。こちらは、一次答申において最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字については、必要十分かつ合理的な水準の額を交付金により補填することを基本とすることがまとめられました。その具体的な補填の仕方についてどうするかというのがここで御説明したい内容です。

考え方としては、制度対応のコストの軽減を図る方向で、以下にしてはどうかということです。まず、新規設備につきましては、義務でいろいろな光ファイバの敷設とかそういうものをしておりますので、これの構築に要したコストについては全額補填対象とする方向でどうかということになりました。また、既存設備につきましては、従来の原価算定の方法ですと、新しい役務を提供した場合、原価については案分して算定していたということがこれまでのやり方なんです、最終保障になりますと一回線一回線出てきますので、この一回線一回線当たりについて、どんどん原価を案分していくというのは非常に手間がかかるというような御意見が事業者さんのほうからありまして、コストの軽減を図るという方向で、具体的には区域ごとの特性を反映して合理的な手法により計算するものとしたしまして、提供場所のモデル上の費用と同額とみなす方法にすることが適当というような結論に至ったところです。

ただ、いずれにしても一番最後の丸ですが、この原価算定等の妥当性、今、我々としては一番ベストと思われる算定方法を検討はしているんですけども、実際にやってみないと分からないところがあるというものが現実問題です、制度施行後において妥当性を検証する仕組みを検討することが適当ということで取りまとめをさせていただいているところです。

最後、スケジュールです。18 ページ目を御覧ください。本日、こちらの部会のほうで三次報告書について御説明をさせていただきました。こちらの内容について仮に御了承いただけたら、パブリックコメントをさせていただきまして、10 月ぐらいに三次答申ということとさせていただきたいと思っています。令和 7 年の改正法の公布の日から 2 年を経過する日は、来年の 5 月下旬が期限ということになっています。私ども総務省といたしましては、三次答申をいただきましたらこの最終保障提供制度の導入に向けて制度整備ですとか、先ほど御説明させていただきましたデータベースの構築などもろもろの準備を進めていきまして、無事に最終保障提供責務の施行、導入した法律の施行に向けて

準備を進めていきたいと思っています。

事務局からの説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田部会長 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をいただきたいと思います。チャット機能にてお申し出をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

江崎委員からお手が挙がっているかと思います。よろしくお願いいたします。

○江崎委員 どうも、江崎です。内容としては、現状を踏まえた次のステップをどうするかということで異議ありませんが、状況が変わってきている状況の中で、フレキシブルに対応できるような形をぜひ目指して議論していただければと思います。

○岡田部会長 ありがとうございます。状況の変化を踏まえてということで、制度を、いろいろな技術の変化や、メタルの巻取り等の状況も踏まえて見直していくという方向性も含まれていたかと思います。なかなか大変な作業とは思いますが、その点、御配慮いただいて制度設計を進めていただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。非常に多岐にわたる論点が盛り込まれておりましたけれども、精緻に御検討を進めていただいた内容かと拝察しております。

それでは、現在、定足数を満たしておりますので、ほかに御意見、御質問がないようでしたらただいまの御説明を了承し、資料 92－1－1「最新保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」三次報告書を当部会の三次答申（案）とし、三次答申（案）について広く国民の皆様から御意見を募集することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申し出ください。

（「異議なし」の声あり）

○岡田部会長 御異議はないようですので、それではただいまの案につきまして意見募集することとし、意見募集の期間や手続などについては事務局に一任いたしたいと思います。

閉 会

○岡田部会長 以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かありますでしょうか。

事務局から、何かありますでしょうか。

○金子総合通信管理室長 特にありません。

○岡田部会長 それでは、本日の会議をこれにて終了といたします。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。皆様、御出席いただき、ありがとうございました。